

保育所等入所申込に関する確認・同意書

申込にあたり、次の全ての事項をご確認のうえ、確認欄にチェック(✓)を入れて署名してください。

No.	確認事項	確認欄
1	申込締切日以後に提出された書類は、次月の入所選考の対象となります。	<input type="checkbox"/>
2	申込締切までに必要書類の提出が確認できない場合、申込みを受け付けできない場合があります。	<input type="checkbox"/>
3	保育が必要な理由を証明する書類は利用調整指標の確認に利用します。退職や出産等の予定があり申込時と入所時で勤務先や勤務時間、保育が必要な理由が異なる場合は入所時点の状況に基づく証明書が必要です。	<input type="checkbox"/>
4	希望した施設以外は、入所選考の対象となりません。	<input type="checkbox"/>
5	入所申込書類の記載内容や聞き取りした内容については、選考にあたり、入所希望園に伝える場合があります。	<input type="checkbox"/>
6	希望している施設への入所決定後、会社都合による職場復帰の延長や健康診断で入所不可となった場合等の本人の責めに帰さない事由以外での理由で入所内定を辞退された場合、年度内の選考において、減点(マイナス3点)がれます。	<input type="checkbox"/>
7	選考の結果待機となった場合、申込いただいた年度内については、市において翌月に繰り越し、毎月選考の対象とします。翌年度の4月以降の入所については、再度申込が必要です。	<input type="checkbox"/>
8	転園申込を行った場合、入所承諾(一次選考を含みます。)の連絡を受けた時点で、入所中の保育施設の退園が確定します。入所承諾を辞退しても、原則として退園の決定を取り消すことはできません。また、月途中での転園はできません。	<input type="checkbox"/>
9	正当な理由なく保育料を滞納した場合、滞納処分及び法的措置に必要な個人情報の調査(預金調査・給与等就労先調査・不動産調査・市税引落調査・生命保険調査等)を行います。	<input type="checkbox"/>
10	保育料・給食費等の滞納状況等に応じて、きょうだいの入所選考において減点がつく場合があります。	<input type="checkbox"/>
11	保育の必要性の認定期間が満了すると、原則として退所となります。継続して利用を希望する場合は、認定期間が満了する前に、保育の必要性の認定に必要な書類をご提出ください。	<input type="checkbox"/>
12	就労による事由の場合、月64時間以上の就労が必要です。こうした保育の必要性の認定要件は、申込時だけでなく、保育所等に入所後も継続して満たす必要があります。要件を満たさなくなった場合は、保育の必要性の認定事由がなくなり、原則として退所となります。	<input type="checkbox"/>
13	育児休業中に保育所等の入所申込をする場合で、入所が決定したときは、入所日から1か月以内に復職していただく必要があります。入所日から1か月以内に復職ができない場合は、退所となる場合があります。	<input type="checkbox"/>
14	求職活動による事由の場合、保育の必要性の認定期間は、入所後90日間となります。必ず90日以内に就労し、就労証明書等をご提出ください。90日経過後、保育を必要とする要件に該当しない場合は退所となる場合があります。	<input type="checkbox"/>
15	育児休業中の継続利用中に、別の保育所等への転園は原則できません。転園を希望する場合は、転園するときに職場復帰することが条件となります。	<input type="checkbox"/>
16	待機中に下のお子様を出産されたときは出産日から起算して8週間を経過する日の翌日が属する月までは出産要件で選考を継続しますが、それ以降は下のお子様の入所申込がない場合、申込は取下げとなります。ただし、下のお子様の申込がない場合でも、育休復帰等で就労できる場合は、選考を継続します。	<input type="checkbox"/>
17	保育の必要量(保育標準時間認定・保育短時間認定)については、保育の必要性の認定事由によって市で決定します。保育の必要量の変更を希望する場合には、前月20日までに市役所保育教育課にお申し出ください。21日以降の申し出となった場合は、翌々月からの変更となります。	<input type="checkbox"/>
18	保育料の算定及び副食費の免除判定においては、父母の市町村民税額を基礎として決定します(ただし、父母の収入合計が103万円未満で、同居の祖父母等いずれかの収入が300万円以上ある場合は、その祖父母等の方の市町村民税額を基礎とします)。市町村民税額が確認できない場合、所得の階層区分を最高のものとします。その後、申出により市町村民税額の確認ができた場合、年度内に限り遡って保育料の算定及び副食費の免除判定の変更が可能です。	<input type="checkbox"/>
19	保育標準時間認定は1日最大11時間の保育、保育短時間認定は1日最大8時間の保育です(延長保育により最大時間を超えた利用も可能ですが、延長保育の実施状況は保育施設により異なります)。具体的な保育時間は入所時に各施設にご確認ください。	<input type="checkbox"/>
20	保育の必要性の認定や保育料、副食費の免除有無については、保育の必要性の認定事由や世帯構成、市町村民税額等によって異なります。そのため、それらに変更があったときは、速やかに届出が必要です。	<input type="checkbox"/>
21	保育所等の入所申込が、選考の結果待機となった場合、初回の選考結果に限り、保育所等保留通知書をご自宅に郵送します(転園申込の場合を除く)。また、市役所保育教育課に電話又は窓口もしくは電子申請により交付の申請をいただいたときは、保育所等入所申込状況証明書(待機証明書)を、随時発行します(電話による申請の場合は、ご自宅に郵送します)。	<input type="checkbox"/>
22	入所内定を辞退された場合、保留通知書(待機証明書)は発行しません。	<input type="checkbox"/>
23	入所申込時にアレルギーや発達の遅れ、病気等の申し出がなく、利用内定後に判明した場合、内定取消となる場合があります。	<input type="checkbox"/>
24	保育年齢や保育時間・実費費用は各施設によって異なります。	<input type="checkbox"/>

「摂津市保育所等入所案内」の内容を確認した上で申込み、上表に掲げる全ての内容について確認し、同意します。

令和 年 月 日

保護者氏名